

裁判官は現在17名であるが、29名が必要である。

⑥愛媛県

(実情)

・地裁本庁の通常訴訟数は、平成3年501件、平成12年1068件で、10年で約2倍の伸びである。その他民事は増加傾向にあるが、地家裁の裁判官数は変化が無く、現在、判事13名、判事補9名である。そのため、裁判官が記録を読んでいない、あるいは期日が入らず、裁判の長期化につながっているとの指摘がある。議員アンケートでも、裁判官が少ないという回答が71%を占めている。

(提言)

・裁判官の不足が既にあるうえ、今後弁護士数を2倍程度にすることに伴い、裁判官数も2倍程度に増員する必要がある。

(2) 検察庁

検察官が少なく、副検事の方が多いい検察庁の実態が報告されている。副検事制度を廃止し、検察官を早急に2倍あるいは3倍に増員することが求められている。

①山口県

(実情)

三席以下の検事は10年未満がほとんどである。昭和63年以降独自の捜査で強制捜査がなされたことはない。

②広島県

(提言)

地検、区検、高検の現在の検察官数は58名であるが、約2倍の122名が必要である。

③徳島県

(実情)

徳島区検の副検事が調書を捏造した事件、処理が1年以上も遅延したという事件が起きたが、背景に検察官の人員不足がある。地検の阿南支部、脇町支部には検事がおらず、副検事1名が常駐するのみである。そもそも、県全体で検事4名に対して副検事が8名という構成になっていて、副検事の肩代わり現象が甚だしい。

(提言)

副検事は段階的に廃止し、検事は早急に11名増員し、将来はさらに8名の増員が要る。

④愛媛県

(実情)

正検事10名に対し、副検事が14名であり、正検事が少ない。愛媛では、宇和島での無罪事件や、弁護士事務所への捜索など、適正な捜査、公判活動がなされているのか疑問のある事件が起こっている。

(提言)

検事は、現在の10名を3倍程度に増加させる必要がある。

⑤鳥取県

検察官不足から、追起訴の遅れが目立つ。少なくとも数名を早急に増員する必要がある。

(3) 国民の司法参加制度（裁判員制度）

次に述べるように、各計画では、地方議員アンケートなどを基に、国民の司法参加の理念に則った裁判員制度の実現を求めている。

①広島県

国民の司法参加の理念を実現できる裁判員制度にするべく、積極的な提言、広報活動を行うとしている。

②徳島県

県会議員のアンケート（40名のうち28名から回答）では、陪審制に賛成が19で67%を占めた。住民が関与すべきが5（17%）、関与すべきでないが4（14%）と少数であったという。

③愛媛県

地方議員アンケートで、陪審あるいは参審により住民参加型の裁判制度を採用すべきであるとの意見が75%を占めた。

そこで、直ちに陪審制の実現とまではいかないまでも、一般の国民が裁判官とともに評議・決定する裁判員制度の実現を積極的に進めるべきである。

④鳥取県

平成14年6月鳥取県議会の議場を模擬法廷として使用し、模擬裁判を行い、知事、県議会議長、議員が裁判員として参加され、大きく報道され、大きな成果を上げた。

(4) 弁護士、弁護士会について

いずれの弁護士会も、いくつもの法律相談センターを設置するなどして、法律相談事業、弁護士へのアクセスの確保に熱心である。

今後、公設事務所の増設、公設事務所の設置、仲裁センターなどとのネットワーク化も検討されている。

なお、この地域には、もともと支部所在地に弁護士が分散している山口や愛媛の例もある。

しかし、弁護士的大幅な増員自体が必要であるとし、広島、愛媛、鳥取は2倍程度への増員を目標としている。

増員のために、地元における法科大学院の設置に積極的に関与するという会が多い。

①山口県

(実情)

- ・弁護士数は長く60人代で推移し、1人あたりの県民人口は全国平均の3.2倍である(2万1500人)。
- ・弁護士は本庁と5支部の所在地に分散しているという特色があり、法律相談センターを本庁と支部の所在地全部(山口、岩国、萩、徳山、下関、宇部)に開設している。
- ・会員の80%が当番弁護士に登録しているが、出勤回数は多く、全国3位である。破産管財事件の担当数も多い。

(課題)

弁護士数の増加、法律相談体制の拡充、法律扶助事件の増大、市民の弁護士・裁判へのアクセスの改善、ADRへの関与、民事介入暴力被害者救済センターの活動、犯罪被害者支援のための活動、専門化を高めるため研修の充実、ロースケールの設置の促進などをあげている。

②岡山県

- ・弁護士は、1970年代まで80名代であったが、増加し、現在(2000年)は168名である。
- ・岡山の弁護士会館のほか、井笠、東備、阿新、高梁、勝英、津山の6カ所に法律相談センターを設置し、週1回相談を実施している。また、土日の法律相談も実施している。
- ・弁護士会の仲裁センターは、毎年件数が増えており、平成12年は190件の申立を受け、約半分が解決した。
- ・県内各地で官・民が設置する他の種々の相談窓口も含むネットワークを立ち上げ、それと弁護士会の相談センター、仲裁センターが有機的に機能することをめざしたい。

③広島県

(実情)

- ・広島市内のデパート内の法律相談センターのほか、備北、福山、ひがし広島に法律相談センターを開設している。
- ・高齢者等財産管理センター「あんしん」、遺言センターなども開設している。

(計画)

- ・弁護士は現在271名であるが、2倍の約540名が必要である。
- ・地裁の支部所在地に法律相談センターを設置する。
- ・電話、コンピューターなどによる遠隔地相談、外国人のための法律相談の充実を検討する。
- ・三好支部の管内に公設事務所の設置を検討する。
- ・仲裁センターの活性化をはかる。
- ・公的弁護制度に備えて、当番弁護士制度と刑事弁護活動の充実をはかる。
- ・法律扶助制度の充実に取り組む。

④鳥取県

- ・鳥取では、会員24名で、昭和24年の26名より少ない。
- ・弁護士会は、法律相談センターを鳥取のほか、支部の所在地（米子、倉吉）に設置している。会員は、自治体などの法律相談、当番弁護士（年間約300件）、法律扶助なども担当している。
- ・過疎と偏在解消のため、平成12年に全国に先駆けて、「鳥取県弁護士人口倍増宣言」を決議した。計画では、倍増するための方策が列挙されている。
- ・倉吉公設事務所には、全国で始めて鳥取県から奨励金200万円が提供された。
- ・利用しやすい司法にするため、法律扶助の充実の必要性、周辺業種とのネットワーク化、県民への弁護士情報の提供などが打ち出されている。
- ・人権の擁護は弁護士の最大の責務であり、子ども、障害者・高齢者、女性、外国人などの人権擁護について、種々の対策を提言している。

⑤徳島県

（実情）

- ・県人口81万人、弁護士53名。
- ・海部郡法律相談センター、三好郡法律相談センターを開設し、月2回法律相談を実施している。
- ・犯罪被害者支援センター、高齢者・障害者支援センターを設置している。

（提言）

- ・支部のある脇町と阿南町に法律相談センターを設置する。

⑥愛媛県

（実情）

地家裁の4つの支部に弁護士が複数開業しており、ゼロワン地域はない。

（提言）

- ・弁護士の増員をはかる必要があり、現在の88名の2倍程度への増員を当面の目安とする。
- ・そのため、地元大学と協力して、県内に法科大学院が設置されるよう努める。
- ・松山市以外の地域の弁護士数を増加させ、各市に2名以上の弁護士がいるように努める。
- ・公設事務所の設置、法律相談センターの拡充を検討する。
- ・専門知識を要する事件への対応、弁護士情報の提供、弁護士会の示談あっせんに努める。

(5) 法科大学院

岡山、広島、愛媛などは、地元で法科大学院を設置することが必要であり、地元大学と協力するなどして、弁護士会としても主体的に関与したいとする。

愛媛は、県内の弁護士を確保するための方策として、地元で法科大学院が要るとしている。

鳥取は、島根弁護士会と連携して、島根大学に山陰法科大学院を設置するよう取り組んでいる。

また、徳島は、現在、県内の大学で法科大学院を作る構想はないが、四国に法科大学院は必要であり、積極的に協力したいとしている。

〔九州・沖縄地方〕

1 九州・沖縄地方の地域司法計画

(審議会意見書前)

九州弁護士会連合会 九州・沖縄地域司法計画 2001年3月

(審議会意見書後)

福岡県弁護士会 福岡県地域司法計画(第1次) 2002年11月

熊本県弁護士会司法制度調査委員会 熊本地域司法計画(試案)

2002年12月

(宮崎県弁護士会は2003年1月完成予定。鹿児島県弁護士会及び沖縄県弁護士会は、2003年3月完成予定。

(作成時順)

2 地域司法計画の目的

計画作成の目的、視点などについて次のように述べる。

九弁連 地域に根ざした、大きな、市民の司法をめざして、九州・沖縄地域の司法の現状を踏まえ、裁判所の人的・物的施設の抜本的な改革、弁護士の偏在問題の解消などを提案する。

なお、現在、ブロック単位の地域司法計画が作成されているのは、九弁連だけである。

福岡県 県内の各地域、県民各層に対して、どのようなリーガルサービス活動を展開し、また裁判所をはじめとする司法改革運動を進めていくかについて、地域司法計画を策定する。

熊本県 熊本の司法の実情を踏まえ、弁護士、裁判官などの増加、弁護士が少ない地区の対策、裁判所支部の充実などを提案している。

3 九州・沖縄地方の各府県の司法の現状と提言

(1) 裁判所について

九弁連として、九州全域について検討し、支部と家裁を中心に、裁判官不足の深刻な実情が報告されている。

そして、地域住民にとっては「支部」ではなく、あくまでも「裁判所」であることを理由に、地裁支部を全部、地裁本庁にすることを提言している。また、裁判官、裁判所の苦情処理窓口を設けること、巡回高等裁判所の制度を新設することなど、他の地方の計画にはない新しい提言がされている。

①九弁連

(実情)

九州の36支部は裁判官がゼロか1名であって、合議事件ができない。合議事件ができる地裁支部は5支部だけである。また、特例判事補が支部長として民事・刑事・家事・簡裁のすべてを扱っている地裁支部が12支部もある。

家裁はさらにひどく、佐賀、大分、鹿児島は本庁でも家裁に補職されている裁判官は1名だけで、宮崎に至ってはゼロである。

裁判官不足のため、検証をしない、陳述書の多用、和解の強要などの弊害がでている。

(提言)

- ・裁判官を早急に現在の2～3倍にする必要がある。
- ・地裁支部を全部、地裁本庁にする。
- ・弊害が大きい裁判官の転勤制度を改革する。
- ・裁判官、裁判所の苦情処理窓口を設ける。
- ・巡回高等裁判所の制度を新設する。
- ・地家裁支部・簡裁の復活、新設をする。

②福岡県

(提言)

・社会的弱者の権利を擁護し、「法の支配」を徹底するためには、裁判官、検察官の量的充実が不可欠である。九州の裁判官不足は深刻であり、福岡地家裁の場合、現在85名であるが、日弁連試算を基に、203名に増員する必要がある。

・地域住民にとっては、「支部」ではなく、「裁判所」であって、合議事件、行政事件も行われるべきであり、すべての地裁支部の本庁化が検討されるべきである。

- ・弁護士任官を進める。

③熊本県

(実情)

従来は八代支部でも合議事件が審理されていたが、現在すべて熊本本庁で行われており、管財事件も本庁で行われるなど、次第に本庁に集約している。

(提言)

事件は各地域において審理すべきであり、裁判官、職員を増員し、各支部に裁判官を常駐すべきである。

(2) 検察庁など

①九弁連

(実情)

九州にある41支部中32支部に検事がない。副検事もいない検察官ゼロの支部が5支部もある。

検察官は、検事107名で、副検事115名が検事を肩代わりしている。

(提言)

検事の大幅な増員が必要である。

拘置所、鑑別所の接見・面会を夜間、休日にも認めるべきである。

(3) 弁護士、弁護士会について

九州では、既に、法律相談センター、当番弁護士活動などの実績が多数あるが、これを踏まえて、さらに弁護士会としての取り組みを行うことを積極的に打ち出していることが特徴である。

また、ブロックとしての取り組みを重視している。

①九弁連

(実情)

・弁護士の増加は、福岡市に集中しており、他では思うような増員ができていない。

・九弁連および各弁護士会は、離島をはじめとして多数の法律相談センターを設置し、2つの公設事務所(対馬、石垣島)を開設している。

(提言)

・公設事務所、法律相談センターの開設を促進する。

・取り急ぎ、九州各県で人口1万人に1人以上の弁護士を実現する。

②福岡県

(実情)

・県内に13カ所の法律相談センターを設置し、全国に先駆けて始めた当番弁護士活動、精神保健相談活動、福祉の当番弁護士活動、犯罪被害者支援センター、少年全件付添活動、交通事故被害者サポートセンター、民事裁判の福岡方式などを実践している。

(提言)

・九弁連に、「研修センター」(仮称)を設置し、法科大学院への教員の派遣、弁護士任官の供給源、判事補の他職経験の受入口、弁護士研修、都市型公設事務所などの機能を果たすようにする。

・福岡県における「弁護士過疎克服計画」を立案し、そこでは、過疎地不足弁護士数を22名と算定し、過疎支援連絡会議とそれに参加する支援事務所の制度を検討している。

③熊本

(実情)

- ・熊本地裁の6支部のうち、3支部の所在地は弁護士が1人であり、2支部は弁護士がいないので、6支部すべての所在地に法律相談センターを設置している。
- ・また、平成14年3月に、人吉・球磨公設事務所を九州で2番目、全国で8番目の常設公設事務所として設置した。

(提言)

法律相談センターは利用率が高いので、さらに回数を増やすなど充実させる。公設事務所もさらに増設を検討する。

(4) 法科大学院

九弁連の計画は、法曹養成と新しくできる法科大学院の設置運営に弁護士会が関与する意義を説く。そして、法科大学院は九州各県に設置されることが望ましいとする。

福岡の計画は、九弁連に複合的な目的を持つ研修センター（仮称）を設置して、積極的に教員派遣などをすることを検討している。

また、熊本の計画も、地元熊本大学の構想を支えていくとしている。

第3 全国の地域司法計画から見えてくるわが国の司法の現状

(司法改革審議会意見書提出後の地域司法計画を中心に)

1. はじめに

2001年6月12日司法制度改革審議会の意見書が提出される以前に、14会と九弁連の地域司法計画が発表され、審議会の意見書の後に、2002年11月までに16の会が計画を作成した(なお、12月に多数の計画が発表されたので、2003年1月7日現在では合計40弁護士会と1弁護士会連合会の計画ができています)。

ここでは、司法制度改革審議会の意見書以前に発表された地域司法計画については比較的紹介される機会が多かったこと、及び司法制度改革審議会の意見書以後に発表された地域司法計画は、審議会意見書を受けて具体的な地域司法計画(司法改革)を作成しようとしていることから、司法制度改革審議会の意見書が提出された以後に発表された、横浜、茨城県、群馬、山梨県、奈良、和歌山、名古屋、岐阜県、金沢、福岡県、福島県、山形県、岩手、青森県、徳島、愛媛の合計16会の地域司法計画(分析した2002年11月末までの分)を基に、概要を紹介する。

また、以下に紹介する内容は各地の地域司法計画のごく一部であることも予めお断りしておきたい。

2. 全国の地域司法計画から見えてくるわが国の司法の現状

全国で作成された地域司法計画を総合してみると、現在におけるわが国の司法の現状が見えてくる。

それは、①司法インフラの不足、特に地裁の人的容量の不足、②地裁支部・家裁・簡裁・検察庁・少年鑑別所等のインフラの底知れぬ不足、③深刻な弁護士過疎の現状、④しかしながら確実に機能し始めた弁護士会による司法アクセスシステムの姿である。

1 司法インフラの不足

① 地裁の人的容量の不足

神奈川県では、昭和35年と比較して本庁管内の人口は2.64倍に増えたが、裁判官数は1.61倍にしか増えなかった。なかでも判事数では1.29倍しか増えず、判事補数が2.3倍に増えた(横浜39)。民事通常事件は5.37倍、執行事件は2.89倍、破産事件は180.95倍、刑事事件は1.33倍に増えたのに、判事数は上記のとおり1.29倍、判事・判事補あわせて1.61倍に増えたに過ぎない。そ

の結果、裁判官が記録を読んでいない、和解を強要する、常識や社会の現実から乖離した事実認定をされた、判決における証拠の取捨選択に問題がある、東京地裁の運用にひたすら従う、判決や期日指定を放置した、午前10時に5件も6件も弁論が入っている、判決に要件事実や証拠の引用がなくなり心証が小説風に書いてあるだけで思考過程がよく見えない乱暴な判決が目につく、複数の支部では数枚の判決が出されていて控訴理由が書きづらいなどの意見が寄せられている（同43, 44）。

名古屋でも、民事事件はこの30年間で総数で2.4倍、訴訟事件でも1.5倍、破産事件は38倍に増えているのに、裁判官の数は1.1倍にしか増えていない（名古屋6, 7）。裁判官1人当たりの新受件数が1.3倍に増え、裁判官一人当たり年間240件前後の訴訟事件を抱えながら、毎日1件ずつ新件が増え、毎日1件ずつ事件を解決している。単独だけでなく合議も担当しているから、裁判官の負担はかなり過重である（同8）。

岐阜県では、昭和55年から平成12年までの20年間に事件数は約1.7倍増加したが、裁判官数は判事・判事補は増減なく、簡裁判事まで加えると合計27名から23名に逆に減少した（岐阜県10）。破産事件は20年間に約14倍も増えた（同11）。その結果、同一時刻に多数の事件が重ねて行われるので1事件あたりに割り当てられる時間はわずかにとどまり、弁論の際に十分に争点を絞ったうえで立証計画を立てる時間的余裕がない。逆に、裁判所が1事件に多くの時間を割くと、他の事件の当事者・代理人は、場合によっては30分以上も傍聴席で待たされることもまれではない。証拠調べ期日が数カ月先にしか入らない場合がある。特に集中証拠調べを実施する場合、午前、午後を全部を使って長時間を割く必要があるが、事件数が多いために相当先の期日しか指定できない。これでは審理促進のために集中証拠調べを励行しようとする新民事訴訟法の趣旨に逆行しかねない。かつては刑事事件の合議は本庁のほか大垣支部、高山支部にもあったが、現在は本庁に1部しかなく、2000年には合議事件週二回の開廷でも対応することができず、裁判所から弁護士会に対し1回で結審するよう要請がなされたこともあった。証拠の評価について説得的な判断が示されないなど判決理由が不十分であり、代理人が本人に対して判決結果を説明するに困難を来すこともまれではない。家事事件の中には、申し立てから2年以上経過して（この間格別の審理もないまま）審判がなされない例もある。裁判所の都合により頻繁に判決期日が延期される。裁判官の病気を理由に審理期日や判決期日が延期された例は驚くほど多い。女性裁判官の妊娠・出産に対して備えた人員配置は施されていないため一人が長期欠勤しただけでも容易に填補がなされない（同17, 18）。

徳島では、阿南支部、脇町支部に裁判官が常駐せず、徳島地裁本庁から裁判官が二つの支部に填補に行く（徳島県8）。裁判事件は36%も増えている（同11）。その結果、裁判終了までに相当時間がかかっている。通常の判決で終了する場合には提訴から1年半から2年くらいの時間がかかるというのが弁護士の実感である（同11）。準備手続室の不足が顕著になっている（同11）。裁判官数の不足、裁判所施設の不足があるため、裁判手続を省略化しようという傾向が見られ、例えば証拠調手続などが十分になされていない。その結果、真実発見という裁判の目的が十分達成されていないし、裁判の当事者もその解決内容に納得していないケースが多く見受けられる（同14）。

岩手では、本庁が民事合議1部で極めて多数の合議事件を抱えて運営されているために、2ヶ月に1回ぐらいの割合で一人の証人を調べるという状況で、新民訴で要請されている集中審理などは到底不可能な状況である。新民訴の趣旨に合わない運営が強いられている状況にある（岩手12）。

愛媛では、通常事件・債権執行事件・不動産担保権実行の事件が、この10年間でほぼ2倍、破産事件がほぼ4倍になっているのに、裁判官数には変化がない（愛媛20, 22）。裁判官の負担が大きくなっており、その人数不足と負担増大が、裁判に時間がかかる一因となっている（同22）。

奈良では、本庁で、1953年（昭和28年）の民事事件数1,376件、1998年（平成10年）の民事事件数5,193件であったのに対し、県内裁判官の数は1953年（昭和28年）の判事数10名、判事補数4名、2001年（平成13年）の判事数10名、判事補数5名である（奈良4, 6）。事件数は約4倍になったのに、裁判官数はほとんど増えていない。また多くの裁判官が複数の裁判所を兼任し、裁判官不在も多い。開廷日が少ないために裁判や調停が入りにくい（同28）。

山梨県では、本庁で、ここ10年で通常事件数が1.5倍、破産事件は8倍に増えたが、裁判官数はほとんど増えていない（同5, 8）。

② 地裁支部・家裁・簡裁・検察庁・少年鑑別所等のインフラの底知れぬ不足

ア 地裁支部のインフラ不足は底知れず、極めて深刻である。

徳島では、本庁のほかに二つある阿南支部、脇町支部のいずれも裁判官がいない。本庁から填補に来る。本庁から掛け持ちで来る裁判官は、支部で民事・刑事・倒産・家事、少年・保全その他全ての事件を一人でこなす。そのため、開廷日が限定され、次回期日がなかなか決まらず、裁判官の負担が過重になっていることから裁判が長期化する傾向にある。保全事件などは至急処理しなければならないが、裁判官が常駐していないためにその処理が遅れ

るなどの支障を来している（徳島13）。

岩手では、水沢支部、宮古支部、二戸支部において本庁からの填補によって支部運営がなされている。裁判官のいない支部運営のマイナスは言うまでもなく、期日の指定、仮処分、保釈などの緊急を要する審理、その他裁判官が身近にいない支部運営の全体にマイナスであるだけでなく、住民サービス、ひいては裁判を受ける権利の実質的保障にも大きな影響を与える（岩手12）。

横浜では、横須賀支部の裁判官は忙しい。判事3人、判事補2人で地裁民事・刑事、家裁の家事・少年、簡裁の民事、刑事の事件の一切を処理している。支部長判事は月曜日に民事合議事件、水曜日に民事単独事件、木曜日に家事事件、金曜日に家事事件と刑事事件を担当し、その他に破産管財事件も担当している。空いている日は火曜日しかない。他の判事、判事補も同様に忙しい。新民訴になってから、集中証拠調べをやったことがない。変わったことといえば、ファックスで書類をやりとりするようになったことぐらい。合議事件は月曜日のみであり、しかも少年身柄事件の審判が月曜日にあるので、合議事件の裁判を午後遅くまでやることができない（横浜59）。小田原支部の裁判官も忙しい（同62）。

和歌山では、御坊支部に裁判官がいない（和歌山18）。

名古屋では、半田支部は常駐は支部長一人なので、歴代支部長の多くが身体を壊すと言われるほどの超多忙である。支部長が民事単独を週二回開廷するほか、家裁事件を担当している。刑事事件の全部と家裁事件の一部は填補裁判官が担当している。破産と競売執行は平成11年4月から本庁に移管されたが地域住民へのサービスという点からすれば逆行している（名古屋9）。

山形では、新庄支部は昭和45年までは裁判官が常駐していたが、非常駐となった。新庄支部の支部長は本庁から填補で来て、地裁の支部事件138件、家裁の支部事件424件の全てを担当しているほか、本庁では民事合議事件、民事単独事件も担当している。酒田支部には判事補1名がいるが、支部長である判事補は、酒田支部の地裁支部事件314件、家裁支部事件1,035件の大半を担当しているほか、鶴岡の民事、刑事の合議事件も担当しており、事実上複数の事件が同一日時と同時に進行していることもあり、関係者にとっては極めて不便な状況になっている（山形11）。

群馬では、桐生支部においては平成13年から一人の裁判官が民事、刑事、家事の全てを担当するようになった。裁判官数の絶対数不足が主張される中での減数である。また太田支部では、昨春、一人の裁判官が病に倒れたが疲労が原因ではないかと心配された。もともと裁判官不足のうえに病欠となったため、地裁所長や前橋からの応援の裁判官が入れ代わり立ち代わり担当し

て、期日は入らないし、半年の間に3人の裁判官が同じ事件を交替した（群馬11）。桐生支部及び太田支部においては平成の初めまでは合議事件が行われていたが、おそらく行政改革の名の下に裁判官が減少させられたせい、合議事件は廃止された（同11）。

司法制度改革審議会意見書提出前の作成にかかる地域司法計画ではあるが、広域的・網羅的に記載されている九弁連の地域司法計画によると、九州では、配置されている裁判官だけで合議体（3人）による裁判ができる支部は5支部だけであり、残りの36支部は合議体による裁判をすることができないどころか、裁判官0～1名支部の状況にある。すなわち、全41支部中、裁判官が0の支部が9支部、1名の支部が23支部、2名の支部が4支部であり、全支部のうち0ないし2名の支部は87.8%、全支部のうち0ないし1名の支部は78.0%である（九弁連2）。1名の23支部中では、判事1名が11支部、判事補1名が12支部である。従って、判事補1名の12支部では、当該判事補が家裁支部の裁判官も兼務しているので、判事補が一人で地・簡裁の民事・刑事事件と家裁の家事・少年事件等を処理している（同2）。このような状況のために、裁判官は判決を書きたがらず、和解を強要する。裁判官は実況見分をしたがらず、現場を見ようとしなない。現場に行っても「事実上」として実況見分調書を作ろうとしなない傾向にある。民事事件では陳述書の無制限な多用が目立つし、尋問時間を制限することも多い。都城支部では民事事件の証拠調べ期日は3ヶ月先になることもあった。民事の新受件数が232件あるのに同支部には裁判官が2人しかいないからである。特例判事補が支部長として、民事・刑事・家事・少年・簡裁事件の全てを担当していることには恐怖を感じる。その数は12支部にも及んでいる（同5、6）。

イ 家庭裁判所はもっと悲惨である。

九州では、家裁の41支部中、裁判官0が33支部、裁判官1名が6支部、合計39支部であり、全支部中実に95.1%の割合である。裁判官1名の6支部のうち判事1名は2支部、判事補1名は4支部である。このような状況であるから、全ての支部では裁判官や職員が兼務できるように地裁と家裁が同一の建物にあるのである。本庁においても、佐賀、大分、宮崎、鹿児島は実質的には同一建物（敷地）である。さらに少年事件を取り扱っていない支部が41支部中、実に23支部（56.0%）もある（九弁連3）。

奈良では、奈良家庭裁判所吉野出張所においては、裁判官在庁日が月に2日という状況である（奈良5）。

徳島では、裁判官が常駐しているのは、唯一、徳島家庭裁判所だけで、阿

南，脇町の支部は本庁の裁判官が兼任で週二日行っているにすぎない。牟岐町，池田町の家庭裁判所出張所に至っては，本庁の裁判官が兼任で，わずかに月1日行っているのが実情である。裁判官の都合で期日が入りにくくなっている。（徳島10）

横浜では，昭和35年から平成11年までの39年間に人口が2.64倍に増え，家事事件は1.88倍に増えたと言うのに，裁判官は9人のままで変わらず，書記官は逆に39人から29人に減少しているので，裁判官も調査官もとても忙しい。加えて成年後見制が導入され，成年後見人をつけるかどうかの判断のために調査官が本人に面接することになったので，忙しさはさらに増した。審議会の意見書のように，仮に人事訴訟を家庭裁判所に移管することになれば，この忙しさはどれほどになるか計り知れない（横浜105，106）。

ウ 検察官は更に不足している。

検察官の不足は，各地の地域司法計画が異口同音に指摘するところである。

九州では，検事は九州全体で117名しかおらず，115名の副検事を加えても全体で232名にとどまっている（まだ裁判官の方が判事123名，判事補87名の合計210名，これに簡裁判事114名を加えると合計324名となるから，検察官は裁判官よりはるかに少ない）。

その結果，41支部中，検事がいない支部が32支部（78.0%）あり，そのうち副検事もいない検察官0の支部が5支部（12.1%）もある。検事か副検事か1名がいる支部は22支部（53.6%）であるが，そのうち検事1名の支部は1支部であって，残り21支部（52.5%）は副検事1名である。検事がいなくて副検事のみ2名の支部が6支部ある。このように副検事に頼った司法運営であり，法曹による司法運営は行われていない（九弁連4）。

山形では，平成14年度，山形地方検察庁の本庁，支部をあわせて検事は7名，副検事7名の合計14名であり，検事は本庁に5名，米沢支部に1名（支部長，本庁兼任），酒田支部に1名（支部長，鶴岡支部長兼任）がそれぞれ配置されている。新庄支部には検事は常駐せず，本庁の副検事1名が併任している。米沢，新庄，鶴岡の各支部には常駐の検察官（検事）が不在である。そのため，米沢の重大事件及び新庄の事件の大半は山形本庁で取り扱われ，被疑者・被告人及びその関係者，被害者及びその関係者，警察，弁護人にとって不便なことが少なくない（山形12）。

岩手では，一関支部の2人の検事のうち1人が法曹資格のある正検事で，その外の水沢支部，花巻支部，宮古支部，遠野支部，二戸支部の検事は全て副検事である。（岩手14）

徳島では、最近、徳島区検察庁の副検事が傷害被疑事件の捜査にあたり被疑者の事情聴取をしないまま事情聴取したかのように装って検察官調書を捏造した事件、交通事故による業務上過失致死事件の処理が1年以上も遅延していたという事件が発覚し、新聞等で大きく報道されたが、これらの事件の背景には慢性的な検察官の人員不足が存在するのであり、これは当該検察官の個人的な問題にとどまらず、構造的な問題を含むと考えるべきである（徳島16）。

③ 深刻な弁護士過疎

弁護士過疎が問題であることは、各地の地域司法計画で指摘されている。

特に、本庁所在地では一定の弁護士数があるが、支部所在地では圧倒的に弁護士数が不足していることが指摘されている。

これを解決するために、1996年（平成8年）の名古屋総会宣言を契機として各地に弁護士会の法律相談センターが作られるようになり、2000年（平成12年）から公設事務所が作られるようになった。その規模及び現状は次項において示すところであるが、法律相談センターや公設事務所にとどまらず、進んで弁護士を過疎地に定着させるための仕組みが検討され、実行されようとしている。

この問題の克服は、間近に迫った公的弁護制度や公的付添制度を遺憾なく実施するために、是非とも実行されなければならない課題である。

④ 確実に機能し始めた弁護士会による司法アクセスシステム

弁護士遍在を解消するための方策として、弁護士会による法律相談センターが各地に作られ、加えて近年は公設事務所も検討され、実行に移されている。

各地の地域司法計画では、そのような法律相談センターや公設事務所の計画又は実行が記載されている。

そこで、その規模はどうかというと、ここでは、地域司法計画からもってくるより、別に検討されている公設事務所・法律相談事業に関する委員会の資料からもって来た方が網羅的であり、かつ最新の情報をしめすことができる。

それを示すと、別紙のとおりとなる。

これによると、平成14年11月現在、法律相談センターや公設事務所の数は287カ所にのぼり、公設事務所は既設置の公設事務所が19カ所、計画中のものを含めると29カ所となっている。

そして、法律相談センターによる相談件数を示すと、別紙のとおりであり、有料相談件数は1998年度（平成10年度）131,899件であったのが、2001年度（平成13年度）200,112件になっている。これは、法律相談センターが開設されればされるほど、それに比例して相談件数も増加すること、消費者金融事件などが急激に増加していることなどの原因によるものと思料される。無料法律相談件数と有料法律相談件数は2001年度（平成13年度）には逆転するに至った。この傾向は今後更に著しくなると思料される。

以上にみられる傾向は、極めて短期間に弁護士会が司法過疎、弁護士過疎を解消するための努力を重ねてきたということであり、その動きが確実に機能し

始めているということである。それでも弁護士過疎を解消するにはまだ十分であるとはとてもいえないが、各弁護士会において複数地域に、それも10カ所を超える地域に法律相談センターや公設事務所を展開している弁護士会があることには、弁護士会の力のたくましさを感じることができる。それは司法改革をなしとげる原動力の一つである。また、公設事務所や法律相談センターの設立には、日弁連が始めた「ひまわり基金」の存在が大きいことも特筆しておかなければならない。日弁連が弁護士過疎を解消するための不退転の決意を示したからこそ、弁護士会による司法アクセスシステムはたくましく機能し始めたのである。

加えて、公設事務所は、今までは弁護士過疎地の解消のために設立されてきたが、現在では、都市型の公設事務所が東京に2カ所、大阪に1カ所作られ、名古屋、福岡でも都市型の公設法律事務所の設置が検討されている。また岩手でも公的弁護を担うための公設事務所の設置が検討されている。

2 「裁判迅速促進化法案」と「リーガルサービスセンター構想」は、地域司法計画の実証的な検討を抜きにしては語れない

現在、最も緊急な展開を見せている問題の一つが「裁判迅速促進化法案」であり、もう一つが「リーガルサービスセンター構想」である。

どちらも、以上に指摘した、地域司法計画に描かれた司法のインフラの現状や、司法サービスのたくましい前進の状況と照らし合わせて検討する必要がある。

すなわち、「裁判迅速促進化法案」の場合は、司法のインフラの貧困を直視しなければ迅速促進を果たすことができない。まさに「適正なくして迅速なし、迅速なくして適正なし」であり、具体的な事例や状況の中で、適正を担保する司法インフラの状況を検証することなしには、裁判迅速を進めることはできない。改めて、司法インフラを充実することこそ裁判迅速につながるものであるとの認識を持つ必要がある。

冒頭に詳しく司法インフラの現状を引用したのは、そのためである。全国の地域に存在する地裁支部では、既に現状においてすら人的・物的容量の貧弱さから新民訴の理念通りの集中審理は実現されていない、裁判官が常駐しない支部がたくさん存在し、裁判官はかけ持ちで忙しいだけでなく、なかなか期日が入らず、裁判が長期化する傾向があるという矛盾があることが指摘されている。

もしも、当該司法インフラの貧弱さを改善しないまま裁判迅速化だけを進めようとするならば、それらの矛盾がさらに拡大される結果となることが懸念される。

そうならば、本庁はもとより、支部管轄地域に居住する市民は、ますます司法サービスから取り残されることとなることが危惧される。それは、地域に根ざした司法の重要性、及び法の支配を全国津々浦々に及ぼすことの重要性を強調した司法制度改革審議会意見書の趣旨を損なうことにもなる。

また、2002年11月4日「リーガルサービスセンター構想」があるとの報道がされたが、上記のとおり、すでに弁護士会の司法サービスシステムが力強く機能し始めていることを、関係当局に対して遺憾なくアピールする必要がある。そして、弁護士会は、法律相談センターや公設事務所の設置にとどまらず、さらに強力かつ実効的に弁護士の地域定着を促進するような施策を講じることも併せて行うことによって、早急に弁護士過疎を解消するよう努めなければならない。

いうまでもなく、司法には国や自治体の権力作用から市民の人権を守る役目がある。そのために、三権分立の理念があり、弁護士自治の制度がある。報道されている「リーガルサービスセンター構想」が、官によるリーガルサービス、公的弁護、法律扶助の各活動を意味しているとするれば、被疑者・被告人の防御権や、あるべき法律扶助制度、弁護士自治などの観点から重大な問題があり、この構想の意図、内容を慎重に検討する必要がある。

法律相談センター開設状況一覧(H14.12.10付 支部人数はH14.10.10付)

	弁護士会 名	地裁本庁/ 支部名	支部会員 数 H13.10.16 現在	支部会員 数 H14.10.10 現在	センター名	センター設立 年月日	設立予定
1	東京	東京本庁		4404	法律相談センター	S30	開設済
2	東京	東京本庁		4404	東京弁護士会池袋法律相談センター	H14.6.17	開設済
3	第一東京	東京本庁		2435	法律相談センター	S47	開設済
4	第二東京	東京本庁		2544	法律相談センター	S47	開設済
5	第二東京	東京本庁		2544	第二東京弁護士会新宿法律相談センター	H13.11.1	開設済
6	東京三会	八王子	300	322	東京三弁護士会八王子法律相談センター	H1.9	開設済
7	東京三会	東京本庁	8684	9061	弁護士会家庭法律相談センター	H14.3.18	開設済
8	東京三会	東京本庁	8684	9061	弁護士会四谷法律相談センター(クレジット・サラ金相談専門)	H10.9	開設済
9	東京三会	東京本庁	8684	9061	新宿ナイトー法律相談	H10.7.1	開設済
10	東京三会	東京本庁	8684	9061	神田法律相談センター(クレジット・サラ金相談専門)	H11.9.1	開設済
11	横浜	横浜本庁	566	577	横浜弁護士会総合法律相談センター	S61.3	開設済
12	横浜	横浜本庁	566	577	横浜弁護士会総合法律相談センター横浜駅東口法律相談所	H9.3	開設済
13	横浜	横浜本庁	566	577	横浜弁護士会法律相談センター海老名相談所	H11.2	開設済
14	横浜	横浜本庁	566	577	横浜弁護士会多重債務相談センター	H11.12.1	開設済
15	横浜	川崎	62	62	横浜弁護士会総合法律相談センター川崎法律相談所	H8.6	開設済
16	横浜	相模原	26	30	横浜弁護士会総合法律相談センター相模原相談所	H2.6	開設済
17	横浜	横須賀	27	26	横浜弁護士会総合法律相談センター横須賀相談所	H7.4	開設済
18	横浜	小田原	60	60	横浜弁護士会総合法律相談センター小田原相談所	H4.4	開設済
19	埼玉	さいたま本庁	190	194	埼玉弁護士会法律相談センター	S63	開設済
20	埼玉	さいたま本庁	190	194	大宮西口商店会法律相談センター(そごう)	H9	開設済
21	埼玉	越谷	38	41	埼玉弁護士会法律相談センター越谷支部	H4.4.7	開設済
22	埼玉	川越	52	55	埼玉弁護士会法律相談センター川越支部	S61.12.1	開設済
23	埼玉	熊谷	27	27	埼玉弁護士会法律相談センター熊谷支部(熊谷地区)	H3.4.1	開設済
24	埼玉	熊谷	27	27	埼玉弁護士会法律相談センター熊谷支部(本庄地区)	H12.9	開設済
25	埼玉	秩父	2	2	埼玉弁護士会秩父法律相談センター	H14.4.1	開設済
26	千葉県	千葉本庁	206	223	千葉県弁護士会法律相談センター	H7	開設済
27	千葉県	千葉本庁	206	223	千葉県弁護士会船橋法律相談センター	H10.3.24	開設済
28	千葉県	佐倉	8	8	千葉県弁護士会成田法律相談センター	H13.4.1	開設済
29	千葉県	一宮	2	3	千葉県弁護士会茂原法律相談センター	H9.4.1	開設済
30	千葉県	松戸	47	49	千葉県弁護士会松戸法律相談センター	H.12.4.1	開設済
31	千葉県	木更津	13	13	千葉県弁護士会木更津・袖ヶ浦法律相談センター	H14.1	開設済
32	千葉県	館山	2	2	千葉県弁護士会鴨川法律相談センター	H12.4.1	開設済
33	千葉県	八日市場	5	6	千葉県弁護士会銚子法律相談センター	H11.4.1	開設済
34	千葉県	八日市場	5	6	千葉県弁護士会東金法律相談センター	H14.11.6	開設済
35	千葉県	佐原	1	1	千葉県弁護士会佐原法律相談センター	H13.4.1	開設済
36	茨城県	水戸本庁	59	59	茨城県弁護士会水戸相談センター	H4	開設済
37	茨城県	日立	4	4	茨城県弁護士会日立相談センター	H14.4	開設済
38	茨城県	土浦	20	22	茨城県弁護士会土浦相談センター	H8.10	開設済
39	茨城県	竜ヶ崎	6	6	茨城県弁護士会龍ヶ崎相談センター	H14.4	開設済
40	茨城県	麻生	1	1	茨城県弁護士会鹿嶋相談センター	H10.10	開設済
41	茨城県	下妻	7	7	茨城県弁護士会下妻相談センター	H10.10	開設済
42	栃木県	宇都宮本庁	74	74	栃木県弁護士会法律相談センター	S50	開設済
43	栃木県	真岡	2	2			
44	栃木県	大田原	3	3	法律相談センター(名称未定)	H14年中	開設予定
45	栃木県	栃木	10	11			
46	栃木県	足利	6	6	栃木県弁護士会足利支部法律相談センター	H4	開設済
47	群馬	前橋本庁	71	72	群馬弁護士会総合法律相談センター	S62	開設済
48	群馬	前橋本庁	71	72	群馬弁護士会総合法律相談センター吾妻支部	H12.2	開設済
49	群馬	高崎	36	34	群馬弁護士会総合法律相談センター高崎支部	H10.10	開設済
50	群馬	太田	10	10	群馬弁護士会総合法律相談センター太田支部	H9.3.1	開設済
51	群馬	桐生	8	9	群馬弁護士会総合法律相談センター桐生支部	H11.6	開設済
52	群馬	沼田	2	2	群馬弁護士会総合法律相談センター利根・沼田支部	H13.10	開設済
53	静岡県	静岡本庁	99	101	静岡県弁護士会法律相談センター	S58	開設済
54	静岡県	沼津	50	51	静岡県弁護士会沼津支部法律相談センター	S58	開設済
55	静岡県	下田	2	3	静岡県弁護士会下田法律相談センター	H14.4.10	開設済
56	静岡県	富士	17	17			検討中
57	静岡県	掛川	2	1	静岡県弁護士会掛川法律相談センター・月2回	H12.4.1	開設済
58	静岡県	浜松	50	53	静岡県弁護士会法律相談センター浜松支部	S58	開設済
59	山梨県	甲府本庁	53	56	山梨県弁護士会法律相談センター	H7.6	開設済